

日・ニュージーランド租税条約

目的

- 二重課税の回避のため、投資先の国（源泉地国）が課税することができる所得の範囲等について調整。
- 脱税・租税回避行為を防止するための税務当局間での情報交換の実施等を可能とする。

一層の二重課税の調整

- 現行条約：昭和38年締結、昭和42年一部改正。 ➡ 緊密化する経済関係を反映し、約50年ぶりに全面改正。
- 源泉地国での限度税率

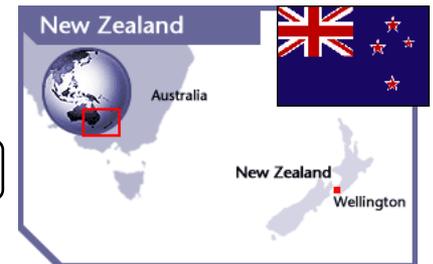
		現行条約	新たな条約
利子	金融機関	条約上、限度税率の設定なし	免税
	一般		10%
配当	親子会社間	15%	免税（議決権保有10%以上）
	一般		15%
使用料		条約上、限度税率の設定なし	5%



税務当局間の相互行政支援（情報交換、徴収共助）の枠組み



条約の規定の適用に関する紛争の解決のための相互協議手続（含む仲裁）



○ニュージーランド進出の日本企業

⇒ 食品製造業を中心に

77社（2011年10月現在）

○対ニュージーランド直接投資残高

⇒ 1,915億円（2011年末）

期待される効果

健全な投資・経済交流
人的交流の促進